

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 昭和30年代初期に、過去の厚生年金の記録の整理を行い、その後独自調査を通じて承知した。  
(年金部長当時)
- ② [REDACTED] 総務課  
機械化準備室が、東京都の記録のコンピュータ記録入替専換を言っていると承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 一) 国民年金の事務は市町村に任せていたのか? 困難を伴うのか? 多いと推測していた。  
現状及び今後の現状に至る経過を承知してはいるが、意見の述べようがありません。
- 二) 年金の記録を扱う業務課か? 高野にあり、業務課長に任せようとなっていたこと、悔みれます。
- ② 総務課機械化準備室と年金部業務課の業務の連絡調整を図ろうと、共同で検査すべ初めだが、双方のコンピュータに(業務課は日立、総務課は富士通)断念したことに未練があった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. <input checked="" type="radio"/> 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはいい。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の完全な<sup>ト</sup>解明は範囲<sup>ハ</sup>のど<sup>ハ</sup>はいいか。  
これ以上は無理というところまでやったうえで、  
社会保障番号の早期導入など将来に向けて  
きつんとした体制づくりには全力を注ぐ方が  
いいのど<sup>ハ</sup>はいいか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中 年金業務の適正な処理のための業務  
執行体制の強化が必要という認識はあったが  
年金記録に今いわれているような大きな問題  
があるという事は聞いたことはなく、問題の認  
識は全くなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、いろいろな要素要因が複雑に  
からみ、長期間に重なり合っており、  
あろう。取組の意識、組織の運営にも一因  
があったとすれば、遺憾であり、当然改めま  
ければなりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実現可能な方策を着実に実施していく以外なことは  
考えず。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」と呼ばれる問題が存在していることを認識していなかったし、職場で議論や検討の対象となることもなかった。国会等で取り上げられ社会問題化して初めて知ることになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人事や職場環境の閉鎖性が長期にわたって続いたところに基本的な問題があったのではないかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。



この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者、被保険者の記録に統合される記録の  
確定。一人一番号の徹底。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の番号による管理のため、被保険者記録に統合  
 されておらず、裁定の迅速化、被保険者サービスの向上  
 が図れない。  
 基礎年金番号の導入の議論の前後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
 いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
 省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入。  
 基礎年金番号導入の趣旨が徹底されなかつた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(Blank area for handwritten response to Question 1)

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① ... その人の年金番号は生涯変りないものであること。

② 人は必ずミスをするものであることを前提に入カミスを防ぐためのダブルチェック制の徹底を期する。 (今のコンピュータ一括発行を待つのは、機械と適応性のダブルチェックも可能の筈)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

種別保険者に増徴と備え、単作業がオンライン化と道義物への  
どう(よ)うなるとの共通認識のもと、  
<sup>(齊の)</sup>  
~~〇〇~~社としては、実際作業して頂く取組(労組)の理解、了承  
を得べく盡力いたしました。その後、このような問題が  
出るとは思いませんでした。  
未納については、保険料の特例支払を繰返すなど、手は  
打っていたと思っていました。


(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 質問②で述べた問題には、国民総番号反対という  
反対が強かったように思われます。
- ② 国民皆保険が実現して、さらに国民皆年金では  
事務体制が追いつかない面があります。
- ③ 国民年金も保険料の徴収が~~決まると~~<sup>始まると</sup>、年金は、再事務  
の強化に使われるという根拠の反対運動があり、現行の  
は、その対応の遅れと面があります。
- ④ 着任交渉とい<sup>だけ</sup>、~~執行あり~~<sup>が</sup>、(新卒の単の課税や所収は課  
税管理取組が、管理能力を養って来ない面もある)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上  <input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上   <input type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長              *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長  <input type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長  <input type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長         </p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 過去の不明な期間等については、<sup>調査の限を少し</sup> 時間を限定して  
ある程度一括取り扱う等の立法措置を検討しては  
どうか

(2) 関係職員のなかから人材を、教育の充実に活用する

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金局に既知にいたるとして [REDACTED]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度的な対応(基本収についで日時給を援用して)及び  
 可能な範囲で対応して、  
 国庫に務むの定額増をめぐり、国民年金受給時に均等な  
 組合の反対を強く市務処理の体制づくりが十分でなかった  
 ことと承らるる

ご協力、ありがとうございました。



この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣の指導のもとに庁そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逃さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p style="padding-left: 20px;">*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長く申請主義の下で運営されてきた年金記録の確認には国民の皆様方のご協力が不可欠であり、ある程度時間のかかる地道な作業とならざるを得ない。これまでも行われている、

- 全員に送付される特別便や定期便での確認を再度徹底
  - 無回答者への最低1回の電話や訪問調査の実施
  - 第三者委員会の弾力的な運用（ただし、フリーライダーを排除する方策の併せての導入）
  - 記録改ざん等が明確な記録については早急に原状回復
  - 同一人に2つ以上の付番がされているケースの早急な名寄せ 等
- といった作業を丁寧に着実に実施していくしかないのではないかと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所管事項説明の際、社会保険業務センターの当面の課題の中で、基礎年金番号が同一人に2つ以上付番されているケースが相当数あり、計画的に名寄せ作業を実施しているが、ホストコンピューターの通常の業務処理の合間を縫っての作業のため、さらに数年を要するとの説明を聞いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を複数持つ人の年金記録が分散している可能性をそのとき初めて知ったが、少なくとも年金裁定時には必要な名寄せが行われるものと理解。ただ、その前の段階でもできるだけ早く番号が統一されることが望ましいのは当然であり、計画通りに名寄せ処理が行われるよう要請したものと記憶。

その後、長期保険の根幹というべき正確な記録管理に問題があったことが明らかになるという年金制度への信頼を大きく損なう事態の発生に対し、社会保険業務に係わったものとして国民の皆様に関心をお詫びしなければならないものと認識。反省点としては、国民の老後を支える大事な年金記録をお預かりしているという意識の徹底が十分図られていなかった点はもとより、途中経過はさておき、受給者も確認の上で行われる年金裁定時の名寄せで最終的には記録が繋がるはず、ということに過度の期待を寄せすぎていたのではないかと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

たいへんご苦労の多いこととは思いますが、被保険者、受給者の利益確保のため、現在行われている諸方策の一層の推進を期待しています。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の発生は、全く予見できませんでした。一昨年  
末の報道等により、この問題をはじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
省点として挙げられるとお考えですか。

国民生活上の年金の重要性については、つくに強く認識  
していました。高齢人口の増加、年金受給者の急増傾向  
にかんがみ、オンライン化は必須のことであり、取組組合  
などのはりい反対運動もありましたが、その実現に精一杯  
の努力をしたところでは、それだけに、このような年金記録  
問題の発生は残念ではありません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。



この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諸問題は、究明と対策の検討が十分に行われずから、  
知らずのうちに滑り、計画的な実行が行われずこと  
を新つております。

個人的意見に付、加えさせたい点と、膨大な  
多様な個人情報も半永久的に管理、保存する覚悟  
から、同様の情報を持った他の公的システム(例えば、住民基本台帳  
総務、福祉保険、自動車運転免許)と連携、ポータル  
に留意し、移行と必要データの連携をはたして欲しい。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中に現在知られているような年金記録問題が  
あることを認識していた記憶はありません。  
むしろ年金記録業務の重要性は認識して  
おりましたが、具体的な問題が上ってくる  
ようなことは無かったと記憶しております。  
したがって、2年前の問題顕在化によって事態を  
認識するようになった次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思  
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反  
省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録業務の重要性と大人数は理解している  
つもりで、担当部署からの要望等を受けて予算人員等の  
業務支援を行っていたと認識しておりますが  
今から反省すると、要望等がはくとも自らもつと業務の  
実態、問題などを調査、勉強すべきであった  
と思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	(本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知ったこと以外は ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細 を 知りませんので、良くわかりません。